

平成30年4月1日

公立諏訪東京理科大学研究者行動規範

公立諏訪東京理科大学（以下「本学」という。）は、「建学の精神」（理学の普及を以て国運発展の基礎とする）の基に、理学及び工学並びにそれらの応用の研究を推進し、地域の知の拠点として文化の進展と産業の興隆に寄与し、地域と我が国の将来の発展に貢献することを目標とする。

本学にて学術研究を遂行する全ての者（以下「研究者」という。）は、その社会的責任の重さを自覚するとともに、社会に対する説明責任を果たし、その行動を自ら厳正に律する必要がある。これを鑑み、本学は、研究者が研究活動において遵守すべき行動規範をここに定める。

【責任】

研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術及び経験を活かし、社会の安全と安寧、人類の健康と福祉、そして地域と我が国の将来の発展に寄与する責任を有する。

【姿勢】

研究者は、自主的及び自律的な学術研究が、社会からの信頼と期待の上に成り立つことを自覚し、自らの研究姿勢において常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、社会に対し科学的かつ客観的に示す最善の努力を払う。

【自己の研鑽】

研究者は、自らの専門知識、技術及び能力の維持向上に努めるとともに、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に判断・行動できるよう弛まず努力する。

【研究活動】

研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施、報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの取扱い（記録・作成、使用、開示、保存等）については法令を遵守し厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などのあらゆる不正行為を為さず、加担しない。

また、不正行為を許さず、責任ある研究の実施と不正行為を防止する公正な研究環境をつくりだすとともに、不正行為防止への啓発活動に取り組む。

【説明と公開】

研究者は、自ら携わる研究の意義、役割、成果を公開し、社会に対する説明責任を果たす。

また、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、研究成果の公開により研究者としての知的功績が認知を得るとともに、社会的責任を負うことを認識する。

【法令等の遵守】

研究者は、研究の実施にあたり、法令、本行動規範及び本学の諸規程等を遵守する。

【研究費の取扱い】

研究者は、研究費の使用に当たり、法令及び本学の諸規程等を遵守し、これを適正に使用する。また、社会に対する説明責任を果たす役割を担っていることを自覚し、最も効果的かつ効率的な方法で使用するよう努める。

【研究対象への配慮】

研究者は、生命倫理を重んじ、すべての研究対象に対して十分に配慮する。人間を対象とする研究においては、人格、人権を尊重し、個人情報管理には細心の注意を払う。実験動物等に対しては、動物福祉に配慮し真摯な態度でこれを扱う。

【他者との適正な関係】

研究者は、自らの研究において、他者の批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。また、他者の知的成果などの業績を正当に評価し、その名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

【差別・ハラスメントの排除】

研究者は、研究活動のすべてにおいて、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などにより個人を差別せず、公平に対応し、個人の人格と自由を尊重する。また、意図の有無にかかわらず、立場や権限によりハラスメントが起り得ることを十分認識し、その防止に努める。

【利益相反】

研究者は、研究活動における連携活動やその成果において、個人と組織あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分注意を払い、公共性を重視し適切に対応する。

【環境・安全への配慮】

研究者は、研究実施において、施設、設備、装置及び環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（劇毒物、放射性同位元素、外来生物、遺伝子組換え生物等）を取り扱う場合には、法令、本学の諸規程及び学会の指針等を遵守し、安全管理に万全を尽くす。

【科学的助言】

研究者は、研究の成果を踏まえて学外の組織に対し助言を行う際には、自らの発言が持つ社会的影響力を自覚し、権威を濫用せず、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。また、科学的助言の質の確保に最大限務め、現段階における科学的知見の限界や、見解の多様性についても明確に説明する。

【研究を支援する者の責務】

研究者の研究活動を支援する全ての者は、この行動規範に反する行為を為さず、研究における公正の実現と不正防止のための研究環境の整備に努める。

【法人の責務】

法人は、この行動規範の運用を実効性あるものにするため、以下を計画、実施し、管理する責務を有する。

- 1) 研究における公正の実現と不正の防止に必要な環境を計画し整備する。
- 2) 研究におけるコンプライアンス確立のために必要な支援と監督を行う。
- 3) 研究者倫理の向上のために必要な啓発活動を計画し実施する。
- 4) 研究活動における安全管理上整備すべき事項について、必要な措置を講じる。
- 5) 研究者の研究倫理に反する行為に対して適切な措置を講じる。
- 6) 研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの相談、苦情等に対応する。